

# 射水市新庁舎整備基本構想

平成24年 1月



## はじめに

庁舎の統合は、射水市にとって合併以来の大きな課題であり、また、市民の皆さまにとっても大変関心の高い事業であると考えています。

現在、各行政部門を6庁舎に振り分けた分庁方式で行政運営を行っていますが、各庁舎の老朽化や今後も続くと思われる厳しい財政運営を考えると、行財政改革の推進や維持管理経費の軽減が必要不可欠であることなどから、現状どおりの形で分庁方式を継続することは難しいと考えています。

昨年3月11日に発生した東日本大震災や7月に発生した新潟・福島豪雨災害は記憶に新しいですが、そのような大規模災害が発生した際、庁舎は、拠点施設として大変重要な役割を担うこととなります。

しかし、現在の庁舎には、耐震性能が不足する建物もあり、災害時にその機能を十分に発揮できない恐れがあることから、早急に対応する必要があります。

これらのことを踏まえ、市議会との集中的な協議や市長のタウンミーティングなどを通じて様々なご意見やご質問をいただきながら庁舎整備の在り方を検討してきました。

その結果、必要最小限の規模の新庁舎を大島中央公園隣接地に整備し、当分の間、大島庁舎及び布目庁舎とあわせた3庁舎で行政運営を行っていくこととしました。

また、10月26日には、市議会から議会関係施設の整備方針についての意見書を、12月2日には、有識者と各種団体等からの推薦者で構成する「射水市新庁舎整備基本構想検討委員会」から新庁舎整備の在り方についての提言書をいただき、今般、本構想の策定に至りました。

本構想は、今後の設計業務において、より具体的に検討を行う際の基本的な考え方を示すだけでなく、新庁舎の整備に関連する諸課題として、地区窓口サービスの在り方や現庁舎の利活用についてもその基本的な考え方等を示したものであり、今後の検討に繋がるものと考えています。

終わりに、本構想の策定に当たり、多くの貴重なご意見やご提言をいただきました関係各位に深く感謝申し上げます。

平成24年 1月

射水市長 夏野 元志

# 目 次

<b>第 1 章 基本構想策定の経緯</b> . . . . .	1
1 これまでの経緯	
2 庁舎整備の必要性	
3 建設地	
<b>第 2 章 基本理念と基本方針</b> . . . . .	9
1 基本理念	
2 基本方針	
<b>第 3 章 規模と機能</b> . . . . .	11
1 規模想定的前提条件	
2 新庁舎の規模	
3 新庁舎の機能	
4 庁舎別組織構成	
5 新庁舎の空間構成	
6 その他	
<b>第 4 章 事業手法等</b> . . . . .	21
1 事業手法	
2 設計者の選定	
3 建設スケジュール	
4 事業の財源	
<b>第 5 章 地区窓口サービスの在り方と現庁舎・跡地の利活用</b> . . . . .	23
1 地区窓口サービスの在り方	
2 現庁舎・跡地の利活用	

## 第1章 基本構想策定の経緯

### 1 これまでの経緯

平成17年	11月	射水市誕生 ・新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村の1市3町1村が合併
平成18年	6月	射水市統合庁舎建設調査委員会を設置 ・統合庁舎の必要性に関する資料作成を目的とした庁内組織 ・平成19年3月に「統合庁舎建設の検討結果報告書」を市長に提出
平成19年	7月	住民懇談会 ・市内4か所で開催
平成19年5～	8月	統合庁舎建設等検討市民懇話会（3回開催） ・有識者、市民関係団体、公募委員計16名で構成 ・平成19年8月に「統合庁舎建設等に関する報告書」を市長に提出
平成19年	12月	庁舎建設パターン別経費比較表を作成 ・20年間の総経費を建設パターン別に試算
平成21年	5月	射水市統合庁舎建設基本構想策定委員会を設置（3回開催） ・有識者と市民関係団体の代表等計12名で構成 ・計画見直しの方針を受けて平成22年3月に委員会を中止
平成22年	3月	庁舎整備に関する考え方を改めて整理 ・新たに庁舎再編方式を加えた3方式（5パターン）で総経費を比較 分庁方式（各庁舎をそれぞれ改修・建替えを行いながら継続） 耐震補強が不要な場合と必要な場合の2パターンで、2庁舎の再編による場合についても試算 既存庁舎統合方式（小杉庁舎を増築） 統合庁舎方式（新たな場所に統合庁舎を建設）
平成22年	6月	現状どおりの分庁方式の継続困難を表明 ・3月の経費比較の結果のほか、今後も続くと思われる厳しい財政状況、行財政改革の推進、現庁舎の老朽化への対応等を総合的に考え、現状どおりの分庁方式の継続が困難であることを市議会で表明
平成22年8～	12月	庁舎整備に関する議員懇談会を開催 ・市議会との集中的な協議から庁舎整備について一定の合意 一番経費のかからない方法で整備すること 新たな土地を取得しないこと 付帯意見として、市の中心に近いところで整備すること
平成23年1～	2月	市長のタウンミーティングを開催 ・市内5か所で開催 ・市議会との合意を踏まえ、既存の市有地に必要最小限の新庁舎を整備するという方針の下に取りまとめた整備方針案を説明

平成23年	6月	<p>射水市市役所位置条例を一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員提案により、市役所の位置を大島中央公園東側隣接地とする条例改正案が可決</li> </ul>
平成23年7～	8月	<p>庁舎統合に関する意見交換会を開催（8団体と開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎の配置プラン、現庁舎（跡地）の利活用及び窓口サービスの考え方について、各自治会連合会（5地区）、婦人会、商工会議所、商工会と意見交換会を開催</li> </ul>
平成23年	8月	<p>射水市新庁舎整備基本構想検討委員会を設置（6回開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者と市民関係団体からの推薦者計13名で構成</li> <li>・新庁舎に取り入れるべき機能や規模のほか、地区窓口サービスの在り方や現庁舎の利活用等について検討</li> </ul>
平成23年	12月	<p>射水市新庁舎整備の在り方について（提言）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12月2日、射水市新庁舎整備基本構想検討委員会から「射水市新庁舎整備の在り方について（提言）」を受領</li> </ul>

## 2 庁舎整備の必要性

### (1) 庁舎の老朽化

#### 災害対策拠点としての役割

庁舎には災害発生時の拠点施設としての重要な役割があります。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、耐震性能の不足や老朽化が進んでいた庁舎が大地震により被災、破損したため、本来、早急に庁舎に設置されるべき災害対策本部が設置できず、様々な活動に支障をきたす事態も起きました。

本市の現庁舎にも耐震性能が不足している庁舎があり、現状のままでは、建物の倒壊等により災害対策拠点としての役割を果たすことができない恐れがあることから、何らかの庁舎整備が必要になっています。

#### 建物のライフサイクル

建物にも人間と同様、ライフサイクルがあります。庁舎としての機能を維持していくためには、周期的に施設設備の改修工事や庁舎自体の建て替えの必要が生じます。

現在、最も古い庁舎は、建築後45年が経過しており、著しく老朽化が進行していることから、数年以内に建て替えの検討が必要な状況にあり、その際に大規模な改修工事を行ったとしても大幅な耐用年数の延長は期待できません。

### (2) 分庁方式の問題点

#### 多額の維持管理費

庁舎を維持していくためには、庁舎ごとに光熱水費や各種保守点検の費用などの維持管理経費がかかることから、維持する庁舎が多いほどその経費は多額になります。

財政環境が厳しい中、行財政改革の一つとして、将来にわたってできるだけ維持管理費などを低く抑えるためにも、庁舎を統合する必要があります。

#### 複数庁舎の移動

各種手続きや相談等で庁舎を訪れる人の用件によっては、複数の庁舎を移動する必要があり、不便です。

#### 部局の連携

事務のICT化が進んでいても、議会や会議等部局間の連携のために、職員の庁舎間移動が必要な場合があり、事務効率の低下に繋がります。

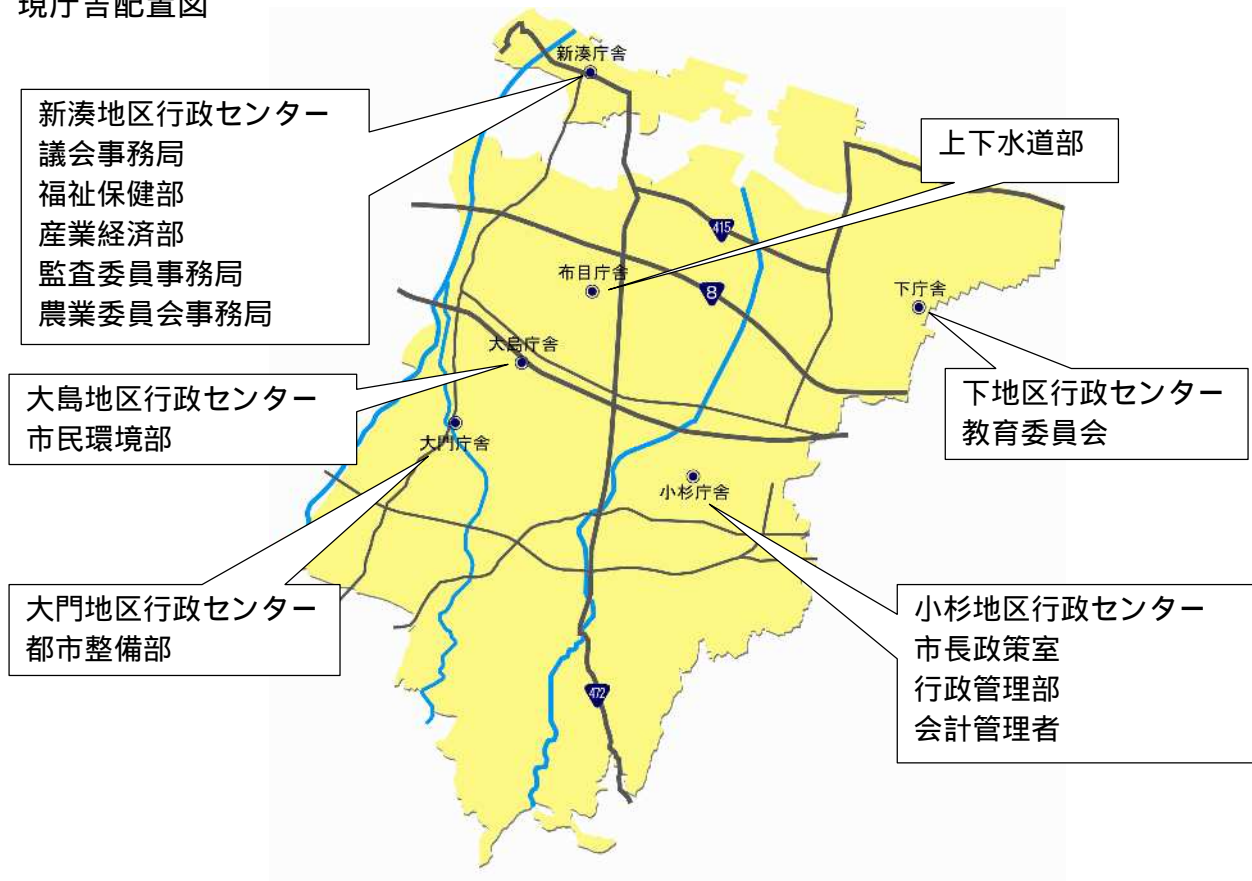
#### 非効率的な職員配置

庁舎ごとに必要な業務が重複して発生し、非効率的な職員配置が必要となることで、職員定数の削減が進みません。

現庁舎一覧（平成23年4月現在）

区分	小杉庁舎	新湊庁舎	大門庁舎	大島庁舎	下庁舎	布目庁舎
所在地	戸破 1511 番地	本町二丁目 10 番 30 号	二口 1081 番地	小島 703 番地	加茂中部 893 番地	布目 1 番地
竣工 築後年数	昭和 51 年 3 月 ( 築 35 年 )	昭和 40 年 11 月 ( 築 45 年 )	昭和 57 年 5 月 ( 築 28 年 )	平成元年 9 月 ( 築 21 年 )	昭和 56 年 9 月 ( 築 29 年 )	昭和 55 年 2 月 ( 築 31 年 )
耐震性能	耐震性能不足	耐震性能不足	新耐震設計基準	新耐震設計基準	旧耐震設計基準	平成 19 年度 耐震補強済
施設規模	鉄筋コンクリート造 地上 4 階建	鉄筋コンクリート造 地上 3 階建	鉄筋コンクリート造 地上 4 階建	鉄筋コンクリート造 地上 4 階建	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建	鉄筋コンクリート造 地上 3 階建
延床面積	本館 4,500.84 m <sup>2</sup> 1階 1,503.95 m <sup>2</sup> 2階 917.45 m <sup>2</sup> 3階 917.45 m <sup>2</sup> 4階 986.27 m <sup>2</sup> 塔屋 175.72 m <sup>2</sup>	本館 5,466.36 m <sup>2</sup> 1階 2,146.50 m <sup>2</sup> 2階 1,722.28 m <sup>2</sup> 3階 1,458.60 m <sup>2</sup> 屋階 138.98 m <sup>2</sup>	本館 3,756.53 m <sup>2</sup> 地階 204.54 m <sup>2</sup> 1階 859.36 m <sup>2</sup> 2階 761.66 m <sup>2</sup> 3階 943.78 m <sup>2</sup> 4階 943.78 m <sup>2</sup> 塔屋 43.41 m <sup>2</sup>	本館 3,750.24 m <sup>2</sup> 地階 210.66 m <sup>2</sup> 1階 1,004.15 m <sup>2</sup> 2階 830.42 m <sup>2</sup> 3階 810.98 m <sup>2</sup> 4階 783.38 m <sup>2</sup> 塔屋 110.65 m <sup>2</sup>	本館 1,306.93 m <sup>2</sup> (書庫、車庫を含む) 1階 714.48 m <sup>2</sup> 2階 589.45 m <sup>2</sup>	本館 2,005.03 m <sup>2</sup> 1階 613.44 m <sup>2</sup> 2階 604.54 m <sup>2</sup> 3階 758.35 m <sup>2</sup> 塔屋 28.70 m <sup>2</sup>
	付属棟(会議室、書庫、車庫) 1,152.98 m <sup>2</sup> 1階 504.84 m <sup>2</sup> 2階 648.14 m <sup>2</sup> 車庫棟 327.20 m <sup>2</sup> 1階 327.20 m <sup>2</sup>	車庫棟 612.02 m <sup>2</sup> 1階 338.86 m <sup>2</sup> 2階 273.16 m <sup>2</sup>	車庫棟 645.84 m <sup>2</sup> 1階 410.34 m <sup>2</sup> 2階 235.50 m <sup>2</sup>			車庫棟 543.63 m <sup>2</sup> 1階 543.63 m <sup>2</sup>
庁舎施設	エレベーター 多目的トイレ 耐震性防災水槽 (飲料可) 防災行政無線	多目的トイレ 防災行政無線 (一部地域)	エレベーター 多目的トイレ 防火水槽 防災行政無線	エレベーター 多目的トイレ	防災行政無線	
敷地面積	18,036.03 m <sup>2</sup> (図書館敷地除く)	13,333 m <sup>2</sup>	17,759.36 m <sup>2</sup> (東側敷地を含み、 消防敷地除く)	6,192.06 m <sup>2</sup>	1,738 m <sup>2</sup>	18,772.06 m <sup>2</sup>
駐車場 (車庫含む)	215 台	198 台	125 台	140 台	98 台	145 台

現庁舎配置図



### 3 建設地

#### (1) 整備方針の検討ポイント

市議会との協議を踏まえ、庁舎整備の方向性として見出した「既存の市有地に必要最小限の新庁舎を整備する」を基本に検討を進めた結果、次の4点を具体的な整備方針の検討ポイントとしました。

- ・ 今後の人口減少を見越し、将来の職員規模を想定した庁舎規模とする。
- ・ 市税収入の低迷等厳しい財政環境を考慮し、負担は必要最小限に抑制する。
- ・ 既成市街地の維持・活性化を基本とし、新たな市街地の形成を求めない。
- ・ 地域間による市民サービスの公平性への配慮から、人口重心や地理的中心により近い場所での整備が望ましい。

#### (2) 建設地の選定

整備方針の中でも最も重要となる建設地は、「整備方針の検討ポイント」を踏まえ、まず一定の面積を有する市有地10か所をピックアップし、このうち、「市のほぼ中心部に位置する」、「各地区からのアクセスに優れる」などの観点から、大島企業団地と大島中央公園の2か所を候補地として絞り込みました。

この2か所について、次の3つのポイントを重視し、総合的に判断した結果、大島中央公園を中心とする市有地での整備が適当であるとしてしました。

##### 【選定のポイント】

必要最小限の規模の庁舎整備が可能

各既成市街地からのアクセスがより良好

周辺施設との一体的な整備が可能

さらに、庁舎建物の配置検討においては、大島中央公園が都市計画公園であることや、市民の皆さんからの様々なご意見等を踏まえ、できる限り公園機能を維持しつつ、公園や体育館等を利用する方々の駐車場確保など、利便性の向上にも配慮することとしました。

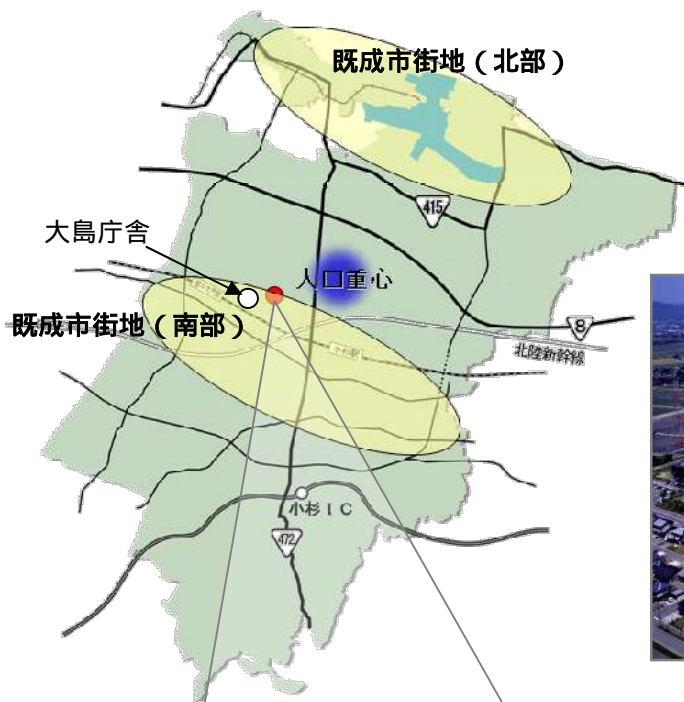
このことから、庁舎建物は公園東側に隣接するグリーンスクエア地内に建設することとし、あわせて、公園利用者だけでなく混雑時には来庁者も利用できる駐車場を公園内に整備することとしました。



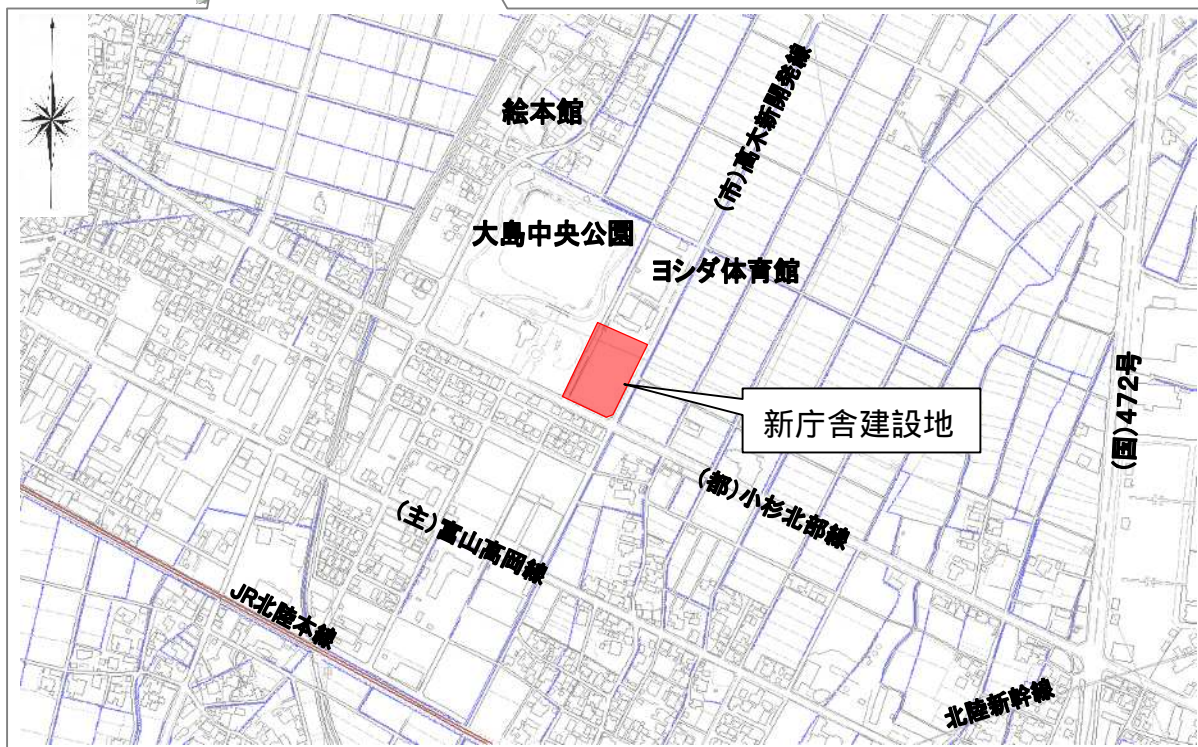
(3) 建設地の概要

位置等

位 置	大島中央公園東側隣接地（グリーンスクエア）
利 用 状 況	フットサル場、駐車場
地 理 的 環 境	人口重心から約 1.4 km 大島庁舎から近接 南部の既成市街地に連坦



建設地南側上空からの写真



## 敷地の条件等

所 在	射水市新開発410番1 ほか
都市計画区域	富山高岡広域都市計画区域
用途地域	指定なし(市街化調整区域)
建ぺい率	60%
容積率	200%
敷地面積	約7,500㎡
防火地域	指定なし
埋蔵文化財	近隣施設整備時に調査済、本調査の必要なし
その他	一部敷地上空に送電線有

## 周辺道路

新庁舎周辺の道路は、敷地南側には両側に歩道が整備された幅員16mの都市計画道路小杉北部線(市道大島北野鷲塚線)、東側には片側に歩道が整備された幅員10.5mの市道高木新開発線に面しています。

新庁舎への主なアクセス方法として、市の東西を結ぶ都市計画道路小杉北部線をメイン道路として、建設地から約700m東側には、市のほぼ中心部を通り小杉ICから富山新港までを南北に結ぶ都市基本軸の国道472号が整備されています。また、建設地から約2.7km西側には、庄川沿いに大門地区から新湊地区までを南北に結ぶ都市環状軸の主要地方道新湊庄川線が整備されています。

(市内主要交通網)



### 周辺環境等

周辺には、多目的グラウンド等の運動施設を備えた大島中央公園や、弓道場、ヨシダ体育館といった体育施設のほか、文化施設として絵本館が整備されており、新庁舎も含めて、市民が気軽に訪れ、交流できる一体空間の創出が期待できます。

また、多目的グラウンドについては、災害時の避難場所としてだけでなく、救援物資の受け入れやヘリポートとしての活用も可能なことから、災害にも充分対応できる環境にあると言えます。

## 第2章 基本理念と基本方針

### 1 基本理念

庁舎の統合が、将来にわたって健全な財政運営を継続していくための行財政改革の一環として行うものであることを踏まえつつ、効率的で質の高い市民サービスを柔軟かつ的確に提供することが可能となる施設とします。

### 2 基本方針

新庁舎の建設に当たっては、「基本理念」を踏まえ、これまでの行政サービスを低下させることなく、次の5点を基本方針として整備を進めることとします。

#### 災害対策拠点として機能する庁舎

万一の災害発生時の対策拠点施設として役割を果たすために、必要な機能を備えた庁舎とし、市内全域に迅速かつ的確な対応ができる庁舎とします。

#### 無駄のないコンパクトな庁舎

新たな用地を取得せず既存市有地を活用するとともに、既存周辺施設が持つ機能も有効活用しながら、必要最小限の面積での効率的な行政システムの実現や多目的スペースの導入も検討し、将来の人口減少による職員数の削減を見据えた無駄のないコンパクトな庁舎とします。

また、経済効率の高い設備の導入と、将来の設備更新や大規模修繕の容易さにも配慮することで、長期にわたるライフサイクルコストの抑制が図られる庁舎とします。

#### 市民が利用しやすく、開かれた庁舎

##### 訪れやすい庁舎

自動車による来庁のほか、公共交通等様々な交通手段を想定し、どの地域からでも訪れやすい庁舎とします。

##### 便利で分かりやすい庁舎

部署の効率的な配置により、手続きの時間や手間の削減に配慮した利用しやすい窓口の検討や、ユニバーサルデザイン<sup>1</sup>に配慮した庁舎とします。

##### 市民に開かれた庁舎

市民スペースを利用しやすい場所に配置し、議会情報や行政情報を容易に得られるよう配慮するなど、議会や行政を身近に感じることもできる、市民に開かれた庁舎とします。

<sup>1</sup> 障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように施設や生活環境をデザインする考え方

#### 時代の進展に対応した庁舎

今後の地方分権の進展、市民ニーズの多様化及び複雑化等、時代の変化に対応できるフロア構成とし、将来にわたり柔軟に対応できる庁舎とします。

#### 環境に配慮した庁舎

地球温暖化防止に向け、省エネルギー対応の設備やシステムの導入など、自然環境への負荷をできるだけ低減し、地球環境の保全に配慮した庁舎とします。

その際、日照時間が短く、高温多湿な北陸地方の気候風土にも十分配慮するものとします。

## 第3章 規模と機能

### 1 規模想定的前提条件

#### (1) 想定年次の将来推計人口及び職員数

平成47年度における将来推計人口79,339人をベースに、それに応じた職員数の削減や行財政環境の変化を考慮し、新庁舎の規模を想定しました。

#### (2) 本庁職員数及び新庁舎の職員数

現在分散している各部局等を集約し、平成27年度の本庁職員数を定員適正化計画に基づき374人と見込んだ上で、その20年後の望ましい職員規模を想定し、このうち、新庁舎に勤務する職員数を300人規模とします。

#### 将来人口及び職員数

	23年度	27年度	32年度	37年度	42年度	47年度
射水市将来推計人口(人)	93,588	91,809	89,312	86,310	83,016	79,339
本庁職員数(見込)(人)	421	374	353	341	328	313

平成23年度の人口は、平成22年国勢調査人口

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所が公表した、平成20年12月推計の数値

平成23年度の本庁職員数は、平成23年5月1日現在の職員数(行政センターを含む)

平成27年度以降の本庁職員数は、新庁舎と大島庁舎の想定配置職員数

平成27年度の本庁職員数は、定員適正化計画の平成27年4月1日の数値を基に算出

平成32年度以降の本庁職員数は、人口1,000人当たりの職員数を4人として、将来推計人口を基に算出

#### (3) 大島庁舎の取扱い

新庁舎を過大なものとしないうえ、将来の職員数の削減を見越して、当分の間改修、使用することとし、窓口施設を除く本庁職員数が300人規模となった時点で廃止します。



#### (4) 布目庁舎の取扱い

上下水道部が配置されている布目庁舎については、上下水道事業を行う上で欠かせない施設であることから、平成19年度に耐震補強工事を実施しています。また、布目庁舎自体、公営企業会計<sup>2</sup>上の資産として計上されています。



<sup>2</sup> 地方公共団体が、公共の利益を目的として経営する企業に係る会計。主として、その経費を当該事業の経営に伴う収入で賄う。

上下水道部などの公営企業会計職員が勤務する床面積分については、一般会計の起債対象とならないため、合併特例事業債の活用が望めないだけでなく公営企業会計で負担する必要があり、利用料金の引上げに繋がる恐れがあります。

一方で、耐震補強済みの布目庁舎を現在のまま活用し、そこに職員を配置することによって、整備する庁舎の建築面積が削減できることなどから、引き続き使用します。

#### (5) 議員数

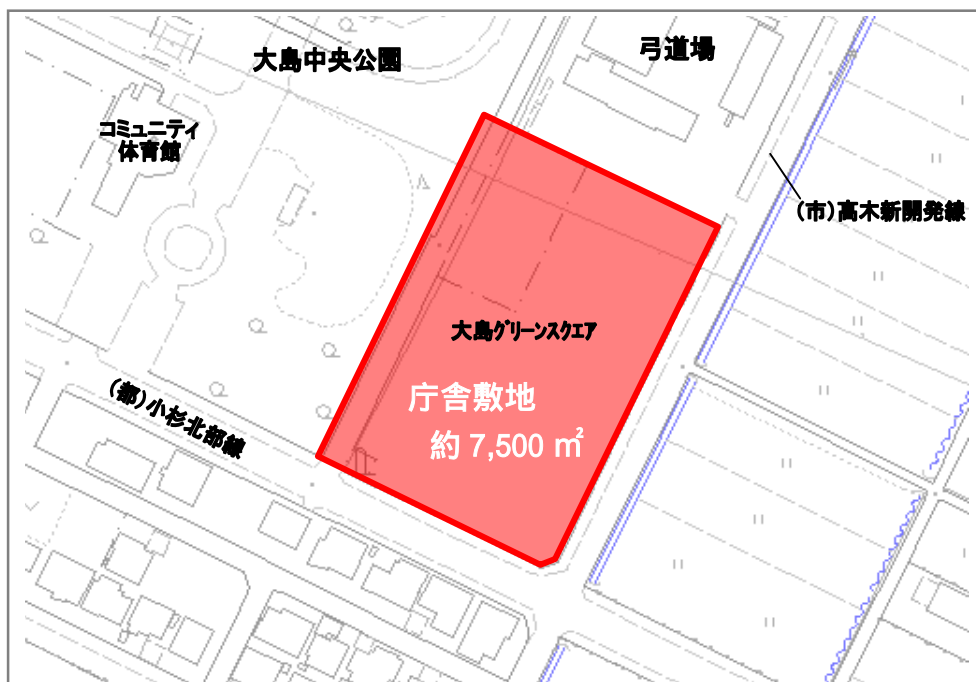
「射水市議会議員の定数を定める条例」に基づき、議員数を26人とします。

### 2 新庁舎の規模

#### (1) 敷地規模

庁舎敷地として約7,500㎡を確保し、庁舎建物、駐車場及び敷地内における緑地等の効率的な配置に努めるものとします。

なお、敷地面積の詳細は、基本設計等を通じて精査していきます。



#### (2) 庁舎規模

庁舎規模については基本的な執務スペースを主とし、会議室や災害時の拠点等、複合的に利用できる多目的スペースを設けることも検討し、機能的でコンパクトな必要最小限の面積としますが、市民が利用しやすいフロアの構成に努めるものとします。

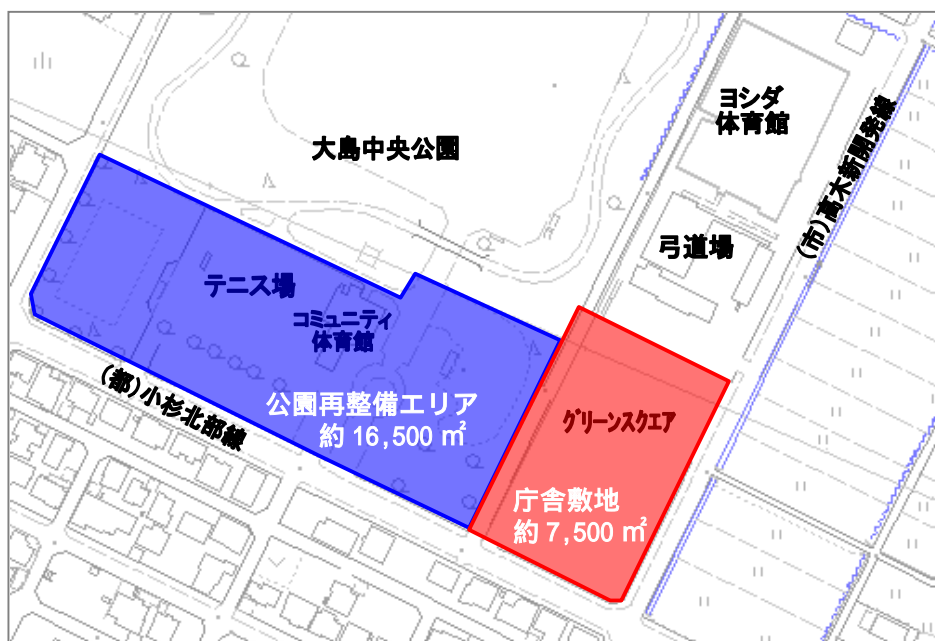
なお、延床面積は、平成22年度までの総務省地方債基準による面積算定を参考に概ね9,000㎡としますが、利用者の利便性向上に資する機能に必要な面積は、別途確保することとします。

## (3) 駐車場規模

庁舎敷地内には、来庁者用（議員用含む）と公用車用の駐車スペースを確保するものとしします。

## 来庁者用駐車場

来庁者用としては、約100台を確保するものとししますが、来庁者の多くが自動車に依存することが想定されるため、転入・転出の時期等混雑時に不足する台数については、あわせて再整備する公園駐車場（300台程度）の活用を検討します。



## 公用車用駐車場

本市が使用する公用車は、現在104台（バス、除雪車等特殊車両を除く）ですが、このうち出先機関等で使用する公用車を除くと79台であり、庁舎の統合に伴う削減により、約60台と想定します。



### 3 新庁舎の機能

#### (1) 災害対策機能

- ・ 災害対策拠点施設としての役割を果たすことができるよう、必要な耐震安全性<sup>3</sup>類（重要度係数<sup>4</sup>1.5）を確保した施設とします。
- ・ 非常時の電力供給設備は、高層階に設置するなど、水害等に配慮します。
- ・ 災害に強い情報通信基盤や多種多様な情報伝達手段を整備するとともにそれらを円滑に運用するための情報システムの整備を検討します。
- ・ 水害等によって市民の大切な情報を喪失しないよう、サーバ室や重要書類の保管スペースは中・高層階に設置するとともに、バックアップ機能の強化を図ります。
- ・ 水害等を考慮し、適切な床高の確保や備蓄倉庫等の設置を検討します。

耐震性能	SSグレード	原子力施設、Sグレード以上の耐震性能を有し、特別に配慮しなければならない建物
	Sグレード 重要度係数 1.5	防災拠点、拠点病院等、地震後に維持機能が必要とされる建物
	Aグレード 重要度係数 1.25	一般病院、避難施設、コンピューターセンター等、地震被害を小さくしたい建物
	Bグレード 重要度係数 1.0	建築基準法を満足した、ある程度の地震被害を許容する一般建物



免震装置の例

#### 耐震安全性の目標

構造体の大地震に対する耐震安全性の目標	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材の大地震に対する耐震安全性の目標	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備の大地震に対する耐震安全性の目標	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

<sup>3</sup> 官庁施設の総合耐震計画基準に示す値

<sup>4</sup> 建物の重要度に応じて、設計荷重を割り増す係数

## (2) 窓口機能

- ・ 低層階には、市民の利用が高い窓口部門を集中して配置するとともに、関連した手続きや相談が同一窓口で済ますことのできるワンストップサービスの導入を検討します。
- ・ ピクトグラム<sup>5</sup>や絵記号を用いるなど誰もがわかりやすい動線計画とし、必要に応じ総合案内板（多言語対応、電子案内板等）の設置を検討します。
- ・ 各フロアに個人のプライバシーに配慮した相談スペースの設置を検討します。
- ・ 待合ロビー周辺にオストメイト<sup>6</sup>対応などの多目的トイレを設置します。
- ・ 子ども連れの方が利用しやすいよう授乳室、キッズスペース等の配置を検討します。
- ・ 障がい者や子ども連れの方に配慮した証明書等発行のドライブスルー化など、新たなサービス提供システムの導入を検討します。



総合窓口の例（福岡県粕屋町HPから）



相談窓口の例（福岡県粕屋町HPから）



電子案内板の例（愛知県犬山市）



多目的トイレの例



授乳室の例

<sup>5</sup> 不特定多数の人が出入りする交通施設、観光施設、スポーツ施設、商業施設等に使用される案内図記号。現在 110 項目が JIS 化されている。

<sup>6</sup> 事故や排泄障害のために、人工肛門や人口膀胱を備えた人

## (3) 議会機能

- ・ 議場は、円滑な議事運営ができるよう機能性に配慮するとともに、一問一答方式の導入など、将来的な運営方式の変更にも柔軟に対応できるものとします。
- ・ ケーブルテレビやインターネット等による議会中継を行うための映像配信設備の整備を検討します。
- ・ 市民に開かれた身近な議会とするため、多方面からの傍聴や障がい者等にも配慮するなど、だれもが傍聴しやすい空間とします。
- ・ 委員会室等は、活発で十分な審議ができるよう必要な室数及び機能を確保するとともに、出席人数の変化にも柔軟に対応できるものとします。
- ・ 議員控室は、会派数や議員数の変化に柔軟に対応できる構造とするだけでなく、調査研究活動に適した設備と十分な防音性を兼ね備えたものとします。
- ・ 議会フロアは、休日開催時の施設管理にも配慮し、防犯管理機能を備えるものとします。

## (4) 行政機能

- ・ 執務室は、利便性が高く将来の組織機構の変化に柔軟に対応できるオープンフロア<sup>7</sup>やOAフロア<sup>8</sup>とします。また、職員間のコミュニケーションに配慮するとともに、関係部署間の連携が容易になるよう配慮します。
- ・ 会議室等は、利用人数やフロア構成にあわせた適正位置に配置するとともに、パソコン等のOA機器を使用した会議に対応できる会議室の設置を検討します。
- ・ 執務室に日常的な打合せや協議のスペースが確保できるよう、機能性と省スペース化を兼ね備えた執務空間の創出に配慮します。
- ・ 書類等の保管スペースは、紙文書の電子化や適正化を考慮した効率的な配置を検討します。
- ・ セキュリティへの配慮を要するサーバ室や重要書類の保管室等には、必要に応じてICカード等を活用した入退室管理システムの導入を検討します。

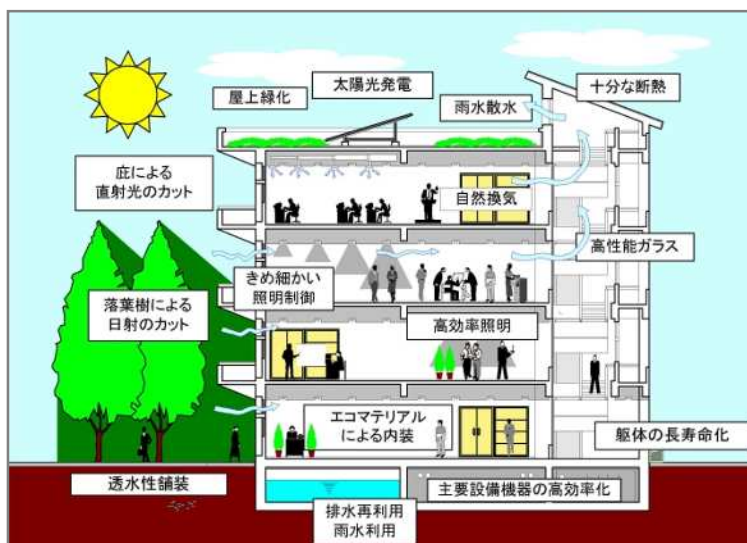
## (5) 環境配慮機能

- ・ 断熱性の高い材料・工法の採用等により、熱負荷の低減を図ります。
- ・ 自然採光の活用により、照明負荷の低減を図ります。
- ・ 自然通風の活用により、冷房負荷の低減を図ります。
- ・ 太陽光発電等による自然エネルギーの利用を図ります。
- ・ 高効率照明や高効率空調システム等の使用により、消費エネルギーの最小化を図ります。

<sup>7</sup> 各課・係間に壁を設けず、見通しをよくした執務空間

<sup>8</sup> フロアを上げ底にし、本来の床面と上げ底にした床面との空間を利用して、電源や電話、ネットワークなどのケーブル配線を行えるようにしたもの

- ・ コ・ジェネレーションシステム<sup>9</sup>等によるエネルギーの有効活用を検討します。
- ・ 電気自動車の普及、促進を図るため専用充電スタンドの設置を検討します。



環境配慮型庁舎のイメージ(国土交通省HPから)



充電スタンドの例(富山県庁)

(6) 駐車場機能

- ・ 来庁者用駐車場は、来庁者の利便性に配慮し、道路からの出入りがしやすく、また利用しやすい動線を考えた駐車場とします。
- ・ 車いす使用者用駐車施設や妊産婦等優先駐車施設として6台程度確保します。
- ・ 公用車用駐車場は、原則として平面駐車場としますが、敷地内での必要台数の確保が困難な場合は、地下駐車場等の整備を検討します。
- ・ 公共交通の利用促進や自動車の運転ができない高齢者等に配慮し、コミュニティバスの停留所等の機能的な配置を検討します。



▲ 妙高市の例 ▶



車いす使用者用駐車施設必要台数

駐車場の規模	必要数
0 ~ 50台	1台
51 ~ 100台	2台
101 ~ 150台	3台
151 ~ 200台	4台
201 ~ 300台	5台

(注) 駐車場の規模が200台以下の場合には当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上、規模が200台を超える場合にあっては当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上を設置

<sup>9</sup> ガスタービンやディーゼルエンジンで発電する一方、その排出ガスの排熱を利用して給湯・空調などの熱需要をまかなう、エネルギーの効率的運用システム

(7) 市民利用機能

- ・ 誰もが利用しやすい場所に市民開放スペースを配置するほか、市民がより多くの情報を受発信できるスペースの確保を検討します。
- ・ 大島中央公園等近隣施設の利用者にも配慮し、銀行ATM、売店、レストラン等の利便施設の整備を検討します。
- ・ 議会の様子を中継できるシステムの導入を検討します。



障がい者の就労支援を図るパン工房の例  
（千代田区役所内）  
写真は、社会福祉法人緑の風HPから



市役所内に設置されたコンビニの例  
（兵庫県明石市役所）



市役所内に設置されたレストランの例  
（愛知県犬山市役所）

## 4 庁舎別組織構成

新庁舎の窓口機能として、ワンストップサービスなどを検討することも考慮し、特に窓口サービスに密接に関係する部署については優先的に新庁舎に配置するものとします。

そのほか、災害対策の観点でもその機能を最大限発揮できるよう部署の配置を検討するものとします。

(現在の部署及び職員数の状況)

部等の名称	職員数	部等に所属する課の名称
議会事務局	7	議事調査課
市長政策室 (うち行政センター)	8 2 ( 5 1 )	政策推進課、秘書広報課、まちづくり課
行政管理部	4 7	総務課、人事課、財政課、管財課
市民環境部	8 1	課税課、納税課、市民・保険課、 生活安全課、環境課
福祉保健部	7 0	社会福祉課、長寿介護課、子ども課、 健康推進課
産業経済部	3 0	港湾商工課、観光・ブランド課、 農林水産課
都市整備部	4 5	都市計画課、道路建設課、 道路・河川管理課、建築住宅課
会計管理者	1 1	会計課、検査室
教育委員会	3 2	教育総務課、教育施設整備課、 文化・スポーツ課
選挙管理委員会	-	事務局【兼務】
監査委員	3	事務局
農業委員会	2	事務局
固定資産評価審査 委員会	-	事務局【兼務】
公平委員会	-	事務局【兼務】

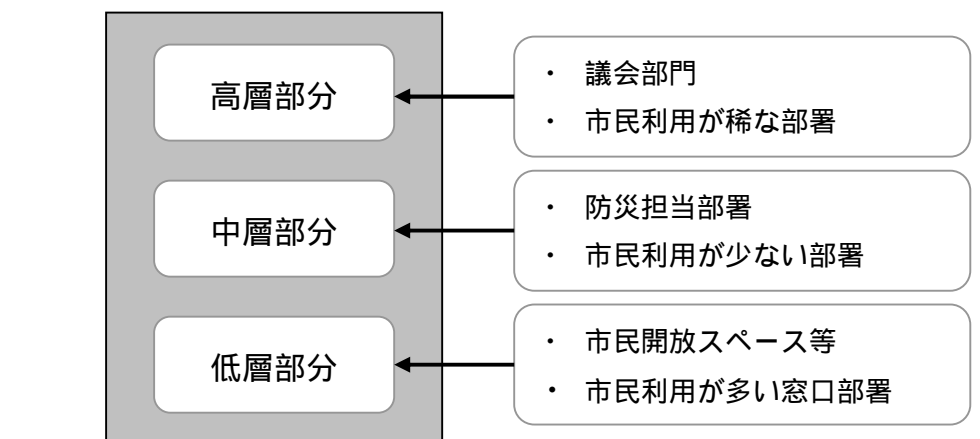
平成23年4月1日時点の組織構成に基づいています。今後変更になる場合があります。

職員数は、平成23年5月1日現在。特別職等(市長、副市長、教育長)及び派遣職員(8人)は含んでいません。

## 5 新庁舎の空間構成

各部署の配置にあたっては、低層階は窓口業務が主で市民に密接する部署や相談室、待合ロビー、市民スペースを主に配置する等、市民が分かりやすく利用しやすい部署の配置を基本とし、新庁舎の空間構成について検討するものとします。

(新庁舎の空間構成イメージ)



## 6 その他

新庁舎へのアクセスに関して、新庁舎の整備にあわせ、コミュニティバスの運行経路など公共交通体系の見直しを行い、市内のどの地域からでも来庁しやすい環境づくりに努めることとします。

## 第4章 事業手法等

### 1 事業手法

公共施設整備における事業手法としては、施設の設計・建設・維持管理・運営に民間の資金や経営ノウハウを活用するPFI（Private Finance Initiative）方式があります。

PFI方式には、設計から維持管理・運営までをトータル的に行うことによるコストの縮減効果や、民間に対して新たな事業機会を生み出すことによる経済の活性化等のメリットがあると言われてはいますが、一方で、次のような懸念材料も考えられます。

- ・ 特定の事業者に長期間維持管理を委託するよりも、数年に一度最も安い事業者に委託した方が安くなるのではないか。
- ・ 事業全体について最適化という視点で事業者が選定されるため、部分的な最適化については、一定の制限を受けるのではないか。
- ・ 長期的なプロジェクトになるため、資金回収リスクをコントロールあるいは吸収できる企業に限られ、結果的に地元企業の事業機会を失うことになるのではないか。

このほか、契約までにどの程度の期間を要するのか不明確な部分もあり、建設スケジュールに遅れが生じる可能性が否定できません。

これらのことから総合的に判断し、新庁舎の整備に当たっては、従来の設計施工分離発注方式によることとします。

なお、従来方式においても設計段階で維持管理面に配慮するなど、トータルコストの縮減を図り、より良い新庁舎の建設を目指すこととします。

### 2 設計者の選定

設計者の選定には、競争入札、設計競技（コンペ）、プロポーザルの3つの方式があります。このうち、競争入札方式は、設計料を入札で競わせて設計者を選定する方式で、誰が設計を行っても結果の同一性が保証される場合に有効です。

しかし、新庁舎の建設は、事業規模が大きく極めて公共性が高いため、優れた創造性と高度な技術力を有する設計者の創意工夫による質の高い設計が求められることから、設計競技方式やプロポーザル方式による選定が有効と言えます。

設計競技方式は、設計案を選ぶ方式で、具体的な案を見てから選ぶことができる一方、設計者選定後の大きな設計変更が難しく、設計段階で民意を反映することが難しくなります。

プロポーザル方式は、設計者（人）を選ぶ方式で、設計者の新庁舎に対する考え方や取組みの体制を評価することができ、また設計段階においても比較的民意を柔軟に反映することができます。

こうしたことから、設計者の選定には、民意をより柔軟に設計に反映できるプロポーザル方式を採用することとし、設計段階では、各層の意見を聞く機会を設けることも検討します。



### 3 建設スケジュール

庁舎整備の必要性に鑑み、できるだけ早い時期に新庁舎が完成することが望ましく、平成27年度中の開庁を目指すこととします。

項目/年度	H23	H24	H25	H26	H27
基本構想	→				
基本・実施設計		→			
建設・付帯工事、開庁			→		

### 4 事業の財源

新庁舎の建設に要する費用は面積規模から算出される建設費として43.9億円を目安としています。

事業の財源には、合併特例事業債<sup>10</sup>を充てるとともに、平成21年度から平成24年度までの4年間で庁舎建設基金10億円を積み立てるなど、一時的な財政圧迫を避け事業を進めます。

なお、今後も厳しい財政状況が続くと予想されることから、市民サービスを提供するための機能を十分に確保しつつ、基本設計の検討段階で建設費等の事業費を再精査し、その抑制に最大限努めることとします。

<sup>10</sup> 合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立てに要する経費について合併年度及びそれに続く10か年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債。対象事業費の95%に充当でき、さらに元利償還金の70%が交付税措置される。

## 第5章 地区窓口サービスの在り方と現庁舎・跡地の利活用

### 1 地区窓口サービスの在り方

#### (1) 地区窓口サービスの現状と課題

現在、布目庁舎を除く5庁舎に行政センターを設置し、それぞれ窓口サービスを提供しています。

各行政センターでは、住民票や各種証明書等の発行や様々な申請・届出の受付等を行うほか、各種の相談についても可能な限り対応しています。

しかし、申請・届出の内容により複数の手続きを要する場合や相談内容の解決には専門的な知識が必要とされる場合などで、来庁者に対し、担当課が配置されている他の庁舎への移動をお願いしなければならない状況にあります。

この庁舎間移動については、新庁舎整備に伴い、新庁舎の窓口を利用させていただくことで概ね解消できますが、新庁舎整備後も行政センターで提供している窓口サービスを現状のとおり各地区で提供するかどうかについては、「行財政改革の必要性」と「市民の利便性確保・向上」の両面を比較衡量しながら、方針を決定する必要があります。

#### (2) 新庁舎整備後の地区窓口サービスの提供方法

##### 基本的な考え方

提供する窓口サービスの範囲が広いほど利便性は向上しますが、その一方で、人員や設備等の確保が必要になり費用対効果が低下します。このため、窓口サービスの利用件数や対象者の範囲のほか、業務の専門性などの観点で整理・分類した上で、どこまでの窓口サービスを各地区で取り扱うかを検討します。

具体的には、現在の行政センターで提供している窓口サービスを引き続き提供することを基本としつつ、利用が少ない窓口サービスについては、その業務内容や必要となるコスト等を考慮して検討する必要があります。

なお、窓口サービスを提供する施設は、新庁舎を整備する大島地区を除く新湊、小杉、大門、下の4地区に設置することを基本とします。

##### 提供方法の検討

利用実態や必要なコストに関する調査・研究をさらに深め、新庁舎の供用開始に遅れることのないよう結論を得るとともに、その内容を広く市民に周知することとします。

## 2 現庁舎・跡地の利活用

### (1) 基本的な考え方

現庁舎には、耐震性能が不足している庁舎もあり、早急に方針を決定する必要がありますが、一方で、市の重要な資産でもあり慎重な検討が求められます。

特に、現庁舎が位置する場所は、これまで旧市町村単位で各々市街地を形成し、発展を遂げてきた中心的な場所であったと考えられ、射水市のまちづくり計画（新市建設計画<sup>11</sup>）の中では、現庁舎が位置する周辺を地域拠点と位置付けています。

また、同計画では、市域を土地利用の状況や機能配置等の特性に応じて、「新都市」、「都市」、「田園」、「産業」、「丘陵」の5つのゾーンに区分した上で、ゾーン別に各エリアの整備方針を整理しています。

これらのことから、ゾーン別の整備方針を考慮しながら各地域の個性を生かせる地域拠点として利活用策を検討し、その検討の中で、引き続き市有財産とするのか民間へ売却や賃貸とするのかについても精査していくことが望ましいと考えます。

### (2) 利活用の具体例と今後の検討

各種団体等との意見交換会や射水市新庁舎整備基本構想検討委員会の提言も踏まえ、今後設置する協議組織において、「基本的な考え方」を踏まえたより具体的な検討を地域の皆さんとともに進めていくこととします。

また、既存の建物に改修等を施し活用するのか、解体し必要な規模の建物を新たに整備するのかについては、それぞれに賛否両論があることから、慎重に検討を進めることとします。

#### (意見交換会や検討委員会での主な意見)

庁舎	意見
小杉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎周辺に教育機関、文化施設、体育施設等が集積していることを踏まえた利活用策の検討</li> <li>・ 子どもや高齢者が共に憩える場などとして現庁舎を活用</li> <li>・ 総合的な福祉の拠点施設として活用</li> </ul>
新湊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎跡地に「ハブ機能を有する公共交通ターミナル」を設置し、加えて宿泊施設、コンベンション・コミュニティ施設、商業・サービス業施設、工業・物流振興のための進出企業相談施設等の併設</li> <li>・ 庁舎跡地の一部を消防の訓練用地として活用</li> <li>・ 庁舎跡地に植栽などをした防災公園の整備</li> </ul>
大門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間活用の検討（解体、売却、賃貸等）</li> </ul>
下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部地区の拠点として現庁舎を耐震補強の上活用</li> <li>・ 窓口施設とあわせ、東部地区の中央サロンのような機能の付加</li> </ul>

<sup>11</sup> 合併特例法に基づき合併協議会が策定した法定計画で、新市の基本方針や公共施設の整備などについて定め、将来のビジョンや施策の方向性を示したものの。